

奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 1 8 号

奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 2 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第 3 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 9 7 条に規定する大学院の課程（同法第 1 0 4 条第 7 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が 2 年を超え、3 年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第 4 条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認（期間延長）申請書（別記様式）により、自己啓発等休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 前項の場合において、総務事務システム（電子計算機を利用して、職員の勤務、給与等に関する事務の処理並びに職員の出勤時間及び退勤時間の記録を行うシステムで総務部総務課長が管理するものをいう。）により申請したときは、同項の申請をしたものとみなす。

3 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第 5 条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第 6 条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業の承認等の通知)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならない。

(1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合

(2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

(4) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

(4) 職員の自己啓発等休業の承認を取り消す場合

(報告)

第8条 自己啓発等休業をしている職員は、条例第9条の規定によるほか、自己啓発等休業に係る事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を書面により企業長に報告しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第9条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（奈良県広域水道企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和7年3月企業管理規程第19号）第20条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第10条 奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第21号。以下「退職手当規程」という。）第14条第1項及び第16条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同規程第14条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当規程第16条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国

際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の企業長が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

第11条 前条第2項の規定により読み替えて適用される退職手当規程第16条第4項の企業長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業の期間中の地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、企業長が認めたものであること。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当規程第16条第5項及び第17条の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 通勤（退職手当規程第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は退職手当規程第8条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡により退職した場合

イ 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 退職手当規程第30条各項の規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は退職手当規程第8条第1項に規定する公務上の傷病により地方公務員

法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)

(2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）

第6条第1項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間

(5) 自己啓発等休業をした期間

(6) 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間

(7) 前各号に掲げる期間に準ずる期間

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

自己啓発等休業承認（期間延長）申請書

(任命権者)		申請年月日		年		月		日			
		殿		申請者		所		属			
自己啓発等休業の承認											
下記のとおり				を申請します。		職・氏名					
自己啓発等休業の期間の延長											
1 申請の内容		☐ 自己啓発等休業の承認（2及び3に記入） ☐ 自己啓発等休業の期間の延長（2及び4に記入）									
2 自己啓発等休業の内容		大学等課程の履修		大学等の名称（所在地）							
				課程（修業年限）		()					
				履修の期間		年 月 日から 年 月 日まで					
		国際貢献活動		活動組織							
				活動国・地域				活動分野			
				活動期間		国内訓練		年 月 日から 年 月 日まで			
		活動国滞在		年 月 日から 年 月 日まで							
3 申請期間		年 月 日から 年 月 日まで									
4 延長の期間		年 月 日から 年 月 日まで									
既に自己啓発等休業をしている期間		年 月 日から 年 月 日まで									
5 備考											

- (注) ① この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
イ アの内容に関する照会先
② 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
③ 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
④ 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
⑤ 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
⑥ 該当する□にはレ印を記入すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	年 月 日				☐ 承認 ☐ 不承認	
決裁年月日	年 月 日				職・氏名	
決裁欄						